(別表2) ○行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票

行動関連項目	0点		1 点		2 点		
コミュニケーション	日常生活に支障がない		特定の者	会話以外 の方法	独自の方法	コミュニケ ーションで きない	
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断で きない	
大声・奇声を出す	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週5日以上の) 支援が必要	
異食行動	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週5日以上の) 支援が必要	
多動·行動停 止	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週 5 日以上の) 支援が必要	
不安定な行動	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週 5 日以上の) 支援が必要	
自ら傷つける 行為	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週5日以上の) 支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上の) 支援が必要	
不適切な行為	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週5日以上の) 支援が必要	
突発的な行動	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週5日以上の) 支援が必要	
過食・反すう	支援が 不要	希に支援が必要	月1回以上	周 1 回以上の支援が 必要		ほぼ毎日(週5日以上の) 支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		周1回以上	

(別表 3)

○同行援護のアセスメント調査票

	調査項目	0 点	1 点	2 点	特記事項	備考
視	視力	1. 普通(日常生活に支	2. 約 1m 離れた視力確	4. ほとんど見えない。		矯正視力によ
カ		障がない。)	認表の図は見ること	5. 見えているのか判断		る測定とす
障			ができるが、目の前に	不能である。		る。
害			置いた場合は見るこ			
			とができない。			
			3.目の前に置いた視力			
			確認表の図は見るこ			
			とができるが、遠ざか			
			ると見ることができ			
			ない。			
視	視野	1. 視野障害がない。	3. 両眼の視野がそれぞ	4. 両眼の視野がそれぞ	視力障害の 1	
野		2. 視野障害の1点又は	れ 10 度以内であり、	れ 10 度以内であり、か	点又は2点の	
障		2点の事項に該当しな	かつ、両眼による視野	つ、両眼による視野につ	事項に該当せ	
害		ر١ _°	について視能率によ	いて視能率が 95%以上	ず、視野に障	
			る損失率が 90%以上	である。	害がある場合	
			である。		に評価する。	
夜	網膜色素変	1. 網膜色素変性症等に	3. 暗い場所や夜間等の	_	視力障害又は	人的支援なし
盲	性症等によ	よる夜盲等がない。	移動の際、慣れた場所		視野障害の 1	に、視覚情報
	る夜盲等	2. 夜盲の1点の事項に	以外では歩行できな		点又は2点の	により単独歩
		該当しない。	い程度の視野、視力等		事項に該当せ	行が可能な場
			の能力の低下がある。		ず、夜盲等の	合に「歩行でき
					症状により移	る」と判断す
					動に著しく困	る。
					難を来したも	
					のである場合	
					に評価する。	
					必要に応じて	
					医師意見書を	
					添付する。	
移	盲人安全つ	1. 慣れていない場所	2. 慣れた場所での歩行	3. 慣れた場所であって	夜盲による移	人的支援なし
動	え(又は盲	であっても歩行がで	のみできる。	も歩行ができない。	動障害の場合	に、視覚情報
障	導犬)の使	きる。			は、夜間や照	により単独歩
害	用による単				明が不十分な	行が可能な場
	独歩行				場所等を想定	合に「歩行でき
					したものとす	る」と判断す
					る。	る。

注1.「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2.「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

視力確認表